

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年九月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年九月十六日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 東京所沢線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>所沢市大字久米字北久米二一九 ○番二地先から同市大字久米字 北久米二一九○番二地先まで</p>		区 間
<p>二四・九〇ゝ 二五・五六</p>	<p>二四・九〇ゝ 二四・九〇</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>三・八〇</p>		延長 (メートル)
		備 考